特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	児童育成手当関連に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂町は、児童育成手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を十分認識するとともに、当該リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

瑞穂町長

公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称						
東京都児童育成手当に関する事務例及び端穂町児童育成手当条例に基づき、児童育成(育成・障害)手当の支給に関する事務を行わたのちあ。	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
当の支給に関する事務を行うしのである。 特定個人ファイルは、次の事務に利用する。 「児童育成「育成・資金」」当対象者の資格確認、請求者の所得確認 ②文払を理の確認 ③文払を理の確認 ③文払を理の確認 ③システムの名称 RーSTAGE(新福社総合システム)(汎用システム・システムデータウレンジング・児童育成手当システム) 以にLIFEシステム(住民記録・宛名管理・住民祝システム) 2. 特定個人情報ファイル R童育成手当合帳ファイル R童育成手当合帳ファイル 第一会第2項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(基づく個人番号の利用 及り特定個人情報の提生(関する条例第4条第1項別表第1の15の項、別表第2の15の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施の有無 「実施する 」 実施する) 実施しない ② 法令上の根拠 器号法第19条第9号 5. 評価実施機関における担当部署 「心部署 福祉部子育て応援課 ②所属長の保障名 課長 6. 他の評価実施機関 ア・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 「中190~1202 西多度都帯機即大字箱根ケ崎2335番地 福祉部子育て応援課子育て克援係 電話(042)557~7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 「消費日た	①事務の名称	児童育成手当関連に関する事務				
(A) WizLIFEシステム(住民記録・宛名管理・住民税システム) 2. 特定個人情報ファイル 3. 個人番号の利用 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1の15の項、別表第2の15の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (選択肢) 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 (選択肢) 10 実施りる担当都署 (事時実施機関における担当都署 (福祉部子育て応程課 2所属長の段職名 課長 (402)557-7495(直通) 2. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 電話(042)557-7495(直通) 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する間合せ 福祉部子育て応援課でする支援係 電話(042)557-7624(直通) 2. 規則第9条第2項の適用 []適用した	②事務の概要	当の支給に関する事務を行うものである。 特定個人ファイルは、次の事務に利用する。 ①児童育成(育成・障害)手当対象者の資格確認、請求者の所得確認 ②現況届申請受付の確認 ③支払管理の確認				
現金育成手当台帳ファイル	③システムの名称	لم)				
3. 個人番号の利用	2. 特定個人情報ファイル名					
・	児童育成手当台帳ファイル					
第9条第2項	3. 個人番号の利用					
(大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き)	法令上の根拠	第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用				
①実施の有無 [実施する] 1)実施ける ②法令上の根拠 番号法第19条第9号 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 福祉部子育で応援課 ②所属長の役職名 課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
5. 評価実施機関における担当部署	①実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない				
① 部署 福祉部子育て応援課 ② 所属長の役職名 課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地企画部総務課文書法制係 電話(042)557-7495(直通) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地福祉部子育て応援課子育て支援係 電話(042)557-7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	②法令上の根拠	番号法第19条第9号				
②所属長の役職名 課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地企画部総務課文書法制係 電話(042)557-7495(直通) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地福祉部子育て応援課子育て支援係電話(042)557-7624(直通)	5. 評価実施機関における	担当部署				
6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話(042)557-7495(直通) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地 福祉部子育て応援課子育て支援係 電話(042)557-7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	①部署	福祉部子育て応援課				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地企画部総務課文書法制係 電話(042)557-7495(直通) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地福祉部子育て応援課子育て支援係 電話(042)557-7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	②所属長の役職名	課長				
請求先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地企画部総務課文書法制係電話(042)557-7495(直通) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地福祉部子育で応援課子育で支援係電話(042)557-7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	6. 他の評価実施機関					
請求先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地企画部総務課文書法制係電話(042)557-7495(直通) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地福祉部子育で応援課子育で支援係電話(042)557-7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
 企画部総務課文書法制係 電話(042)557-7495(直通) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地福祉部子育て応援課子育て支援係 電話(042)557-7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 	7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求				
連絡先 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地福祉部子育て応援課子育て支援係電話(042)557-7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	請求先					
福祉部子育で応援課子育で支援係 電話(O42)557-7624(直通) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ				
	連絡先					
適用した理由	9. 規則第9条第2項の適用	月 []適用した				
	適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年10月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)	500人未満
いつ時点の計数か		令和6年10月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり 2)	発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]	,重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 書又は全項目評価書において、リス	び全項目評価書		
されている。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		C > VI > C = P I I III M I I I I I I		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[(つ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) [()]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	登録や副本登録の際には、本 又は住所を含む3情報による! 業が介在する局面(データベー	×人からのマイナン 照会を行うことを厳 ースの入力、申請書	禄事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報でしている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作書等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数人でのよスクへの対策は十分であると考えられる。		
9. 監査					
実施の有無	[]自己点検	[〇] 内部監	査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対象 事務に必要のない で不正に使用される な使用等のリスクへ うわれるリスクへの システムを通じて目 システムを通じてる い・滅失・毀損リスク	を か情報との紐付けが行われるリスクへの対策 リスクへの対策 への対策 対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 下正な提供が行われるリスクへの対策 ウへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	有する個人情報等管理規程等 全管理措置等を講じるとともに クアップを保管している。また、	等に則り、漏えい・源 こ、特定個人情報フ 、職員に対し教育研	本方針、瑞穂町情報セキュリティポリシー、瑞穂町が保 成失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安 アイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バッ 肝修を実施しており、これらの対策を講じていることから、 †策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			及文板の記載	泛山时粉	延山吋州に深る武功
平成30年5月30日	1. 関連情報:5. 評価実施機 関における担当部署	福祉部福祉課	福祉部子育て応援課	事後	組織改正のため
平成30年5月30日	1. 関連情報:5. 評価実施機 関における担当部署	福祉部福祉課長 横沢 真	福祉部子育て応援課長 横沢 真	事後	組織改正のため
平成30年5月30日	1. 関連情報: 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部福祉課児童係	福祉部子育て応援課子育て支援係	事後	組織改正のため
令和1年6月20日	様式に「Ⅳ リスク対策」を追加		評価書記載のとおり	事前	様式が変更されたため
令和2年10月27日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地 企画部総務課法制係 電話(042)557-749 5(直通)	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話(042)557-7495(直通)	事後	評価の再実施による修正
令和2年10月27日	Ⅱ しきい値判断項目:2. 取扱 者数:いつの時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成32年10月1日時点	事後	評価の再実施による修正
	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法律が改正されたため
令和7年1月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業、11. 最も優先度が 高いと考えられる対策		評価書記載のとおり	事後	令和6年10月1日から様式が 変更されたため
令和7年1月10日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数 及び2.取扱者数	令和2年9月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正のため